鳥取県老人保健施設協会表彰内規

（趣旨）

第１条　介護老人保健施設の代表者ならびに従事者で本協会（以下「本会」という）の発展に寄与、または協力しその功績が顕著なものに対して本会会長（以下「会長」という）がこれを表彰する。

（表彰の方法）

第２条　表彰は本会、総会の際に行う。

（表彰該当者の資格）

第３条　会長は、次の各号の―に該当する者を表彰する。

①　介護老人保健施設の代表者又は従事者として在職期間が１０年以上業務に精勤し、功績が顕著である者。

②　老人医療・保健・福祉事業に従事する期間が１０年以上で、その内介護老人保健施設在職期間が３年以上であること。

③　本会役員として５年以上在職した者。

④　現に在職中であること。

⑤　一施設からの推薦枠を３名以内とする。

⑥　施設代表者又はそれに準じた者で①～③の何れかの要件を満たす場合、推薦は本会事務局で行う。

⑦　その他会長が特に必要と認めた者及び団体。

（候補者の推薦）

第４条　施設代表者は前条の規定に該当するものについて別紙様式による推薦書を作成し、会長に推薦するものとする。

（被表彰者の決定）

第５条　会長は前条の規定により、推薦のあったものについて、理事会で審査のうえ被表彰者として決定表彰する。

第６条　過去において、社会福祉事業功労者として、県知事より表彰を受けたものは表彰しない。

（感謝）

第７条　施設代表者から推薦があり、会長が必要と認めた場合は理事会で審査のうえ、老人保健・福祉関係者に感謝状並びに記念品を贈呈することができる。

附　　則

この内規は平成１８年６月２４日から施行する。

この内規は平成１９年３月２４日から施行する。

この内規施行の日以前に上部団体の長より表彰を受けている者は、この内規に基づき表彰を受けた者とみなす。